

西北地域県民局地域農林水産部 つがる家畜保健衛生所

津軽地区家畜衛生推進協議会

つがる市木造若竹2-1 TEL 0173-42-2276 FAX 0173-42-6087

## 大切な家畜を伝染病から守るために

### 飼養衛生管理基準の遵守を徹底しましょう！

飼養衛生管理基準は、家畜の所有者の皆様が最低限守っていただくべき衛生管理の方法を取りまとめたものです。また、飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、毎年、家畜の飼養状況や衛生管理状況等を県知事に報告することが義務付けられています。

#### ～ 平成29年 家畜の飼養に係る衛生管理の状況について ～

平成30年2月、全国の飼養衛生管理基準の遵守状況が公表されました。調査の結果では、ほとんどの項目が概ね80%を超えて遵守されていましたが、「車両の消毒」及び「記録の作成・保管」の項目については遵守率が低い傾向にありました。

「車両の消毒」は農場への病原体の持ち込み防止、「記録の作成・保管」は農場に出入りする人や物の流れを把握するために重要な項目です。

引き続き、飼養衛生管理基準の遵守を徹底し、家畜伝染病の発生を予防しましょう。

(裏面もご覧ください)



